

「中間取りまとめ」における論点・争点(1)

• 担い手は誰か

- 効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため・・・必要な施策を講ずるものとする。(基本法第21条)
- 多様な農業人材の位置づけ: 農地を保全し、集落の機能を維持するためには、地域の話合いを基に、・・・農業を副業的に営む経営体など多様な農業人材が一定の役割を果たすことも踏まえ、これらの者が農地の保全・管理を適正に行う。
- 生産性向上のためのスマート農業等の技術や品種の開発・普及、農業・食関連産業のDX: スマート農業等の先端技術の普及促進を図るため、これら技術を活用した作業代行等を提供する農業支援サービス事業体の育成・活用を推進する。
- 多様な人材の活用による農村の機能の確保: (ア) 離農する経営の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体の役割が重要であることを踏まえ、これらの者への農地の集積・集約化を進めるとともに、(イ) 農業を副業的に営む経営体など多様な農業人材が一定の役割を果たすことを踏まえ、これらの者が農地の保全・管理を適正に行う→ 取組を進めることを通じて、地域において持続的に農業生産が行われるようにする。

「中間取りまとめ」における論点・争点(1)

・ 担い手は誰か

- － 効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため・・・必要な施策を講ずるものとする。(基本法第21条)
- － 多様な農業人材の位置づけ:農地を保全し、集落の機能を維持するためには、地域の話合いを基に、・・・農業を副業的に営む経営体など多様な農業人材が一定の役割を果たすことも踏まえ、これらの者が農地の保全・管理を適正に行う。
- － 生産性向上のためのスマート農業等の技術や品種の開発・普及、農業・食関連産業のDX:スマート農業等の先端技術の普及促進を図るため、これら技術を活用した作業代行等を提供する農業支援サービス事業体の育成・活用を推進する。
- － 多様な人材の活用による農村の機能の確保:(ア)離農する経営の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体の役割が重要であることを踏まえ、これらの者への農地の集積・集約化を進めるとともに、(イ)農業を副業的に営む経営体など多様な農業人材が一定の役割を果たすことを踏まえ、これらの者が農地の保全・管理を適正に行う→取組を進めることを通じて、地域において持続的に農業生産が行われるようにする。

「中間取りまとめ」における論点・争点(2)

- 価格転嫁

- － 食料施策の見直しの方向:適正な価格形成のための施策

- 持続可能な食料供給を実現するためには、生産だけでなく、流通、加工、小売等のフードチェーンの各段階の持続性が確保される必要があり、また、これが実現することは消費の利益にもかなうものである。こうした持続可能な食料供給を実現する上では、需要に応じて生産された農産物等の適正な価格形成が必要であり、その実現に向けて、課題の分析を行いつつ、フードチェーンの各段階でのコストを把握し、それを共有し、生産から消費に至る食料システム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討する。
 - また、適正価格について、消費や事業も含めた関係の理解醸成に向けた施策も必要である。

- － 関係者の責務、行政機関及び団体その他

- 食料システムを機能させるための団体の役割:垂直的な取組が不可欠
 - － 適正な価格形成
 - － 需要に応じた生産
 - － 輸出促進
 - － 持続可能な農業・食品産業

※適正な価格形成に関する協議会

「中間取りまとめ」における論点・争点(3)

- 環境に関する施策の見直し
 - － 持続可能な農業の主流化
 - 環境負荷低減等に取り組む
 - 有機農業の大幅な拡大、温室効果ガスの排出削減、生物多様性の保全
 - 地域全体で有機農業等に取り組む産地の形成、有機農産物の需要拡大
 - － 持続可能な食品産業
 - 環境や人権に配慮した原材料の調達、食品産業における温室効果ガスの排出削減、食品ロスを半減
 - － 消費者の環境や持続可能性への理解醸成
 - 将来にわたり持続可能なフードチェーンを維持していくためには、そのために消費者が取り組むことができる行動や、持続可能性に配慮した食料生産はコストがかかることを、事業者が正しく消費者に伝達することを通じ、消費者の理解を醸成し、行動変容を促していくことが必要

「中間取りまとめ」における論点・争点(4)

- 不測時における食料安全保障

- 「緊急事態食料安全保障指針」の限界：不測の事態の対応については、必要な対応を講ずるための意思決定や命令を行うための法的根拠に加え、具体的な措置を講ずる法律的な根拠も十分とは言えず、実際に不測の事態に備える体制が十分に講じられているとはいえない状態にある。
- 「不測事態」であることのトリガーが不明確：不測事態の宣言の後、対応の指揮を政府全体で行う体制整備を行うべき
- 不測時にかかる個別の対策及びその手続きの検証が不十分：不測時における措置の実効性を担保するためには、制約を伴う措置を講じるための法律の執行や、それにかかる他省庁との連携が必要不可欠であり、これが円滑に行われるよう、制度的にも担保する必要がある。
- 制約を伴う義務的措置に関する財政的な措置等の検討